

春日井市指定文化財保存事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、指定文化財の保護、保存を図るため、予算の範囲内で文化財保護法（昭和25年法律第214号）、愛知県文化財保護条例（昭和30年愛知県条例第6号）及び春日井市文化財保護条例（昭和39年春日井市条例第45号）の規定による市内に存する指定文化財の所有者（管理者を含む。以下「所有者等」という。）に対し補助金を交付するものとし、その交付に関しては、春日井市補助金等に関する規則（昭和54年春日井市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助事業)

第2条 補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、所有者等が行う次に掲げるものとする。

- (1) 有形の文化財及び史跡、名勝等の修理又は復旧整備事業
- (2) 無形の文化財の保存伝承のための事業
- (3) 無形の文化財の保存に必要な用具等の修理購入事業
- (4) 史跡、名勝等の恒常的環境整備事業
- (5) 有形の文化財の収納箱又は収蔵庫の修理設置事業
- (6) 火災報知機等防災設備の設置及び保守点検事業

(補助対象経費等)

第3条 補助対象経費、補助金の額及び補助限度額は、別表のとおりとする。

2 別表の規定にかかわらず、国又は県の補助対象となる場合の補助金の額は、当該補助対象経費から国又は県の補助額を差し引いて得た額に2分の1を乗じて得た額とする。この場合において算定した額がそれぞれ別表の右欄に掲げる補助限度額を超えるとき

は、当該額をもって限度とする。

3 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

(申請の期日)

第4条 規則第3条に規定する申請の期日は、当該年度の6月30日とする。

(申請に添付すべき書類)

第5条 規則第3条第3号の規定により補助金交付申請書に添付すべき書類は、事業を実施しようとする場所を示す図面及び写真等とする。

(申請の取下げのできる期間)

第6条 規則第5条第1項の規定により申請の取下げをできる期間は、交付決定通知を受けた日から10日以内とする。

(補助金の交付方法)

第7条 補助金は、規則第4条の規定による補助金の交付決定を行い、規則第10条の規定による補助金の額を確定した後に、補助事業を行うものの請求に基づいて交付するものとする。

(実績報告)

第8条 規則第9条の規定による実績報告は、補助事業実績報告書に次の書類を添えて、補助金等の交付決定のあった年度の3月31日までにしなければならない。

- (1) 補助事業に係る収支決算書
- (2) 補助事業を実施した経過並びに成果を示す書類及び写真等
- (3) 補助金交付決定通知書の写し
- (4) 補助事業完了届
- (5) その他参考となる事項を示す書類

(検査等)

第9条 市長は、補助事業を行う者に対し補助金の交付の目的を達成するために必要があるときは、その目的を達成するために必要な限度において補助金の使途について必要な指示をし、報告書の提出を命じ、又はその状況を実地に検査することができる。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 春日井市指定文化財保存事業補助金交付要綱(昭和53年4月1日施行)は廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

区 分	補助対象経費	補助金の額	補助限度額
第2条第1号に規定する事業	需用費（消耗品費及び修繕料）、役務費（手数料）、委託料、工事請負費及び原材料費	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額	4,000,000円
第2条第2号に規定する事業	報償費、旅費、需用費（消耗品費、食糧費、印刷製本費及び修繕料）、役務費（通信運搬費及び保険料）、委託料並びに使用料及び賃借料	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額	50,000円
第2条第3号に規定する事業	需用費（修繕料）及び備品購入費	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額	500,000円
第2条第4号に規定する事業	報償費、需用費（消耗品費及び修繕料）、役務費（手数料）、委託料、工事請負費及び原材料費	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額	50,000円
第2条第5号に規定する事業	需用費（消耗品費及び修繕料）、役務費（手数料）、委託料、工事請負費及び原材料費	補助対象経費に3分の2を乗じて得た額	1,000,000円
第2条第6号に規定する事業	需用費（消耗品費及び修繕料）、役務費（手数料）、委託料、工事請負費及び原材料費	補助対象経費に3分の2を乗じて得た額	1,000,000円